

みなとみらい公共駐車場運営事業
要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答		
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			項目名	
1	要求水準書 (案)	5	第3	1	(5)			イ		統括管理業務担当者の設置	「その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする事。」とありますが、その内容とは何を指すのでしょうか。	統括管理業務担当者が担う必要のある業務内容を指しています。
2	要求水準書 (案)	10	第4	2	(1)			イ	(ア)	利用料金の設定	駐車区画以外の空間の利用とは、どのようなものを想定しているか。	駐車区画以外の空間である通路等での荷捌きや搬出入、広告、撮影など、部分的な使用などを想定しています。
3	要求水準書 (案)	10	第4	2	(1)			イ	(イ)	利用料金等の徴収方法等	現契約者が月極利用の継続を希望する場合、保証金は一度公社から返金をしたうえで、改めてPFI事業者へ差し入れてもらう必要があるか。手続きを簡略化すべく、公社からPFI事業者へ保証金を引き継ぐことは可能か。	実施方針No. 2の回答を参照ください。
4	要求水準書 (案)	11	第4	2	(3)					公社からの引継業務	引継ぎ期間はどれくらいを想定されているのでしょうか。	準備業務開始日から運営権設定日の前日までを想定しています。
5	要求水準書 (案)	12	第5	1	(2)			キ		施設台帳及び図面の管理業務	施設台帳や図面は横浜市から提供されるのか。	現所有者の公社から必要な引継ぎを行っていただきます。また、原則として図面は紙資料となりますが、一般平面図及び断面図はCADデータが存在します。
6	要求水準書 (案)	14	第5	1	(7)			ウ		運営権対象施設の更新投資等	「PFI事業者又は市による更新投資の結果、～運営権の効果が及ぶものとする」とありますが、例えば市により更新されたものが、今までの要求水準以上の事を求められるようになった場合、増額等の協議に応じていただけるのでしょうか。	更新投資の内容によっては、協議となることを想定しています。なお、詳細については、提案募集要項と同時に公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
7	要求水準書 (案)	14	第5	2	(1)					共通事項	「関係法令ほか、横浜国際平和会議場電気工作物保安規程等を遵守して点検を行うこと。」とありますが、本規定については開示されるのでしょうか。	本規定については、株式会社横浜国際平和会議場のノウハウ等に係る情報が含まれているため、提案者に限り提示することを想定しています。なお、詳細については、提案募集要項にて示します。
8	要求水準書 (案)	16	第5	2	(4)			イ		環境管理業務	本施設は特定建築物ではないため、建築物環境衛生管理技術者は不要ではないか。	関係機関に確認の上、各業務のために必要な有資格者の選定を行ってください。なお、要求水準書14ページ第5、2(1)オの内容と重複するため、当該箇所の記載については削除します。
9	要求水準書 (案)	17	第5	2	(6)			ウ		什器備品管理業務	什器備品には何が該当するか。	駐車場管理室や会議室内の机や椅子等が該当します。
10	要求水準書 (案)	17	第5	2	(7)			ア		長期修繕計画書	計画を作成する設備の範囲はどこまでか。	本駐車場の専用設備として現在公社が所有している設備一式となります。なお、現在共用施設として管理している設備は作成する計画に含みません。
11	要求水準書 (案)	17	第5	2	(7)			ウ		修繕に係る確認	立会いが必要な修繕の内容はどこまでか。	事業者からの報告を基に、必要に応じて市の立会による確認を受けていただきます。
12	要求水準書 (案)	22	第6	2	(5)			コ		保安警備及び防災業務	パシフィコ横浜の消防計画はどこで閲覧できるのでしょうか。	要求水準書（案）No. 7の回答を参照ください。
13	要求水準書 (案)	22	第6	2	(8)					自主事業	自主事業とは、どのようなものを想定しているか。	P F I 事業者が自ら利用者となって利用料金を払い、実施するもの、例えばカーシェアリング等を想定しています。
14	要求水準書 (案)	23	第6	2	(10)			オ		その他業務	共用施設の中長期工事の費用負担はどうなるか。	現在の共用施設に係る覚書の公社負担分は、本事業の開始後は市になるため、当該費用負担分は本事業の費用として見込んでください。当該箇所の記載を修正します。